

# 第1回 富谷市総合計画審議会

◇日時 令和元年7月23日(火)  
15:00～

◇場所 富谷市まちづくり産業交流プラザ3階  
イベントスペース/セミナールーム

## 次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員委嘱

4 議事

(1) 会長の選任及び会長職務代理者の指定について

(2) 富谷市地方創生総合戦略の平成30年度の取組内容の  
評価・検証について

(3) 地方創生推進交付金事業の重要業績評価指標(KPI)及び  
地域再生計画の数値目標の見直しについて

(4) 富谷市地方創生総合戦略の改訂について

(5) 次期総合戦略策定に向けた国、県の動向について

5 その他

6 閉 会

### 資料等

富谷市地方創生総合戦略取組状況について・・・資料1

地方創生推進交付金の重要業績評価指標の見直しについて・・・資料2

地域再生計画の数値目標の見直しについて・・・資料3

富谷市地方創生総合戦略改訂案について・・・資料4

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて・・・資料5

次期総合戦略等の策定方針について・・・資料6

「住みたくなるまち日本一」を目指して

～ 100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ ～

■富谷市総合計画審議会委員

No.	氏名	役職
1	平岡政子	富谷市行政区長会会長（明石台第二）
2	富田智子	オフィス・シッチ代表
3	小松明巳	おんないん会会長
4	草間吉夫	東北福祉大学特任教授（元高萩市長）
5	佐々木久美子	宮城大学看護学群教授
6	大川原卓磨	株式会社キスケフーズ専務取締役
7	菊地秀栄	新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部あさひな金融共済部部長
8	大川明雄	くろかわ商工会会長
9	及川芳彦	東向陽台小学校校長
10	増田恵美子	富谷市教育委員会委員
11	佐藤忠行	七十七銀行富谷支店長
12	石井光二	有限責任事業組合コムワーク・プロジェクト代表
13	草野昭徳	富谷市社会福祉協議会会長

（敬称略・順不同）

■富谷市

1	若生裕俊	市長
2	西村一慶	副市長
3	菅原義一	教育長
4	奥山育男	経済産業部長
5	荒谷敏	教育部長

（事務局）

1	木越養一	企画部長
2	松原誠	企画部企画政策課長兼地方創生推進室長
3	平岡浩一	企画部企画政策課長補佐
4	菅原憲一郎	企画部企画政策課主幹
5	佐藤直生	企画部企画政策課主任主査

議事（1） 会長及び会長職務代理者の選任について

富谷市総合計画審議会の下記の委員について、富谷市総合計画審議会条例第3条の規定により、委員の選任及び指定を求める。

①会長

氏名	
----	--

②会長職務代理者の指定

氏名	
----	--

【参考】

◇富谷市総合計画審議会条例（抜粋）

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

## 議事（２） 富谷市地方創生総合戦略の平成30年度の取組内容の評価・検証について

別紙 資料1にてご説明します。

### 【参考】

◇富谷市地方創生総合戦略（抜粋）

#### 第1章 背景・目的

##### （3）計画期間と管理体制

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。進行管理については、基本目標や具体的な施策に数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定し、これを用いて達成度や事業の進捗状況を適宜、評価・検証を行います。なお、KPI等の評価・検証については、産学官金言の各分野から構成される「富谷市総合計画審議会」で行い、それを議会に報告し、公表することとします。また、「富谷市総合計画審議会」の議論や議会の意見を経て、基本目標や具体的な施策の見直しや改善を図ります。

## 1 富谷市総合計画審議会について

### 【参考】

#### 富谷市総合計画審議会条例

##### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が定める総合計画に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富谷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (組織)

第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体の役員又は職員

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、当該審議が終了する前に委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その日までとする。

##### (会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

##### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

##### 附 則（平成28年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。